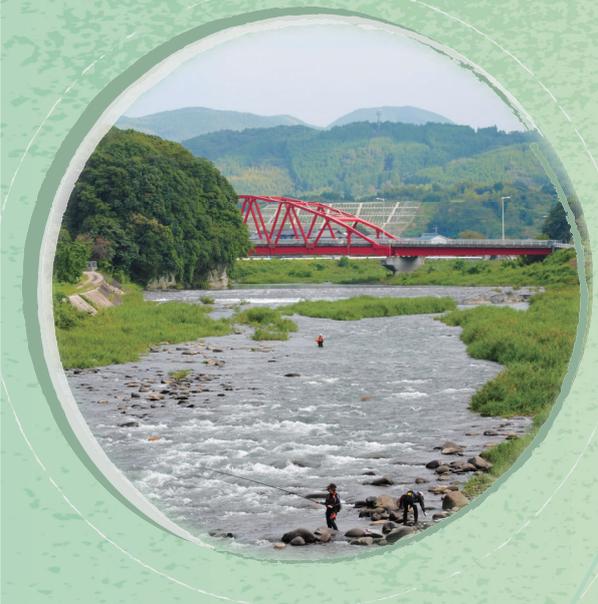


八女市都市計画マスタープラン

概要版



令和4年(2022)3月  
八女市

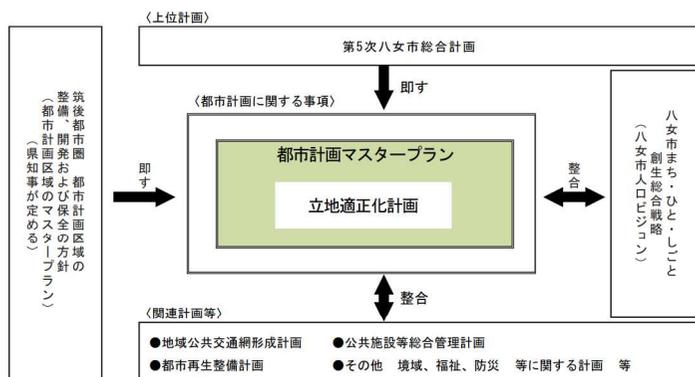
## 1. 都市計画マスタープランとは

- 都市計画マスタープランとは、平成4年（1992年）の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）のことをいいます。
- 住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるものです。

## 2. 都市計画マスタープランの位置づけ

### (1) 上位・関連計画との関係

- 本計画は都市計画法の中で位置づけられており、市町村の都市計画を決定するための指針となるものです。
- 当該市町村を含む都市計画区域マスタープラン、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即したものとなっています。



### (2) SDGsとの関係

- SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和12年（2030年）までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために17のゴールと169のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。
- 本計画は、特に、「11.住み続けられるまちづくりを」の観点からSDGsの推進を図るものです。



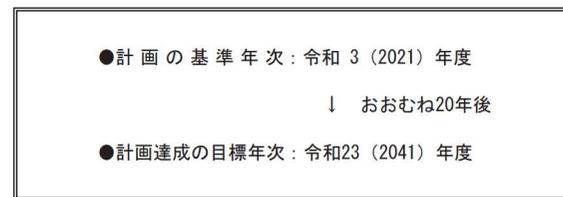
## 3. 都市計画マスタープランの運用の考え方

### (1) 対象地域

- 本計画の対象範囲は、市域全体とします。

### (2) 計画期間

- 社会経済情勢の変化に対応しながら、新しい都市づくりを展開するため、本計画はおおむね15年～20年の中長期を見据えた計画とします。

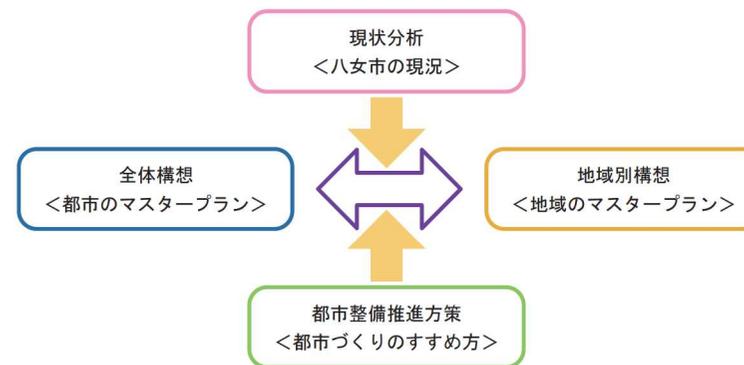


### (3) 将来人口

- 本市の平成27年（2015年）の人口である6.4万人に対して、令和23年度の目標人口は、国立社会保障人口問題研究所から公表されている将来人口をもとに算定した4.2万人と定めます。

## 4. 都市計画マスタープランの構成

- 本計画は、八女市全体の総合的な都市づくり方針を定める「全体構想」と、地域別のきめ細やかな都市づくり方針を定める「地域別構想」からなります。



# 1. 八女市の特性

## (1) 位置・地勢

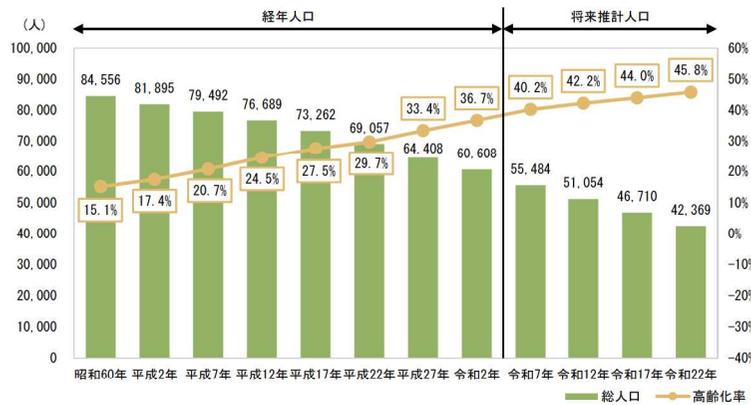
- 八女市の面積は、39.34 ㎢から平成 22 年の合併後 482.44 ㎢となり、総面積県内 2 位となりました。
- 平成 18 年に上陽地域、平成 22 年に黒木地域、立花地域、星野地域、矢部地域と合併し、市域形状は平坦地から山間地域まで多岐にわたっています。

## (2) 人口

### ①人口の推移

- 人口は昭和 30 年以降減少傾向が続いており、令和 22 年（2040 年）には 4.2 万人まで減少（令和 2 年から約 3 割減少）することが予測されています。
- 令和 2 年の高齢化率は八女市全体で 36.7%ですが、令和 22 年度には 45%強まで上昇すると予測されています。

### <人口の推移>

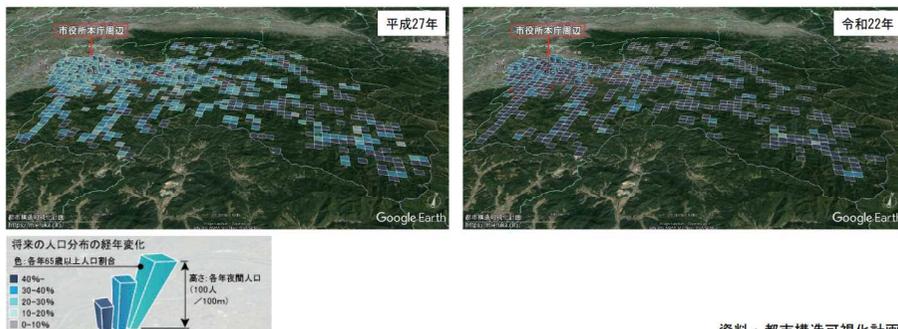


資料：令和 2年以前：国勢調査、令和 7年以降：国立社会保障・人口問題研究所推計値

### ②将来の人口分布

- 将来の人口は、現在と同じく市役所本庁周辺に集積していますが、市全体で人口減少・高齢化が進むことが予測されています。

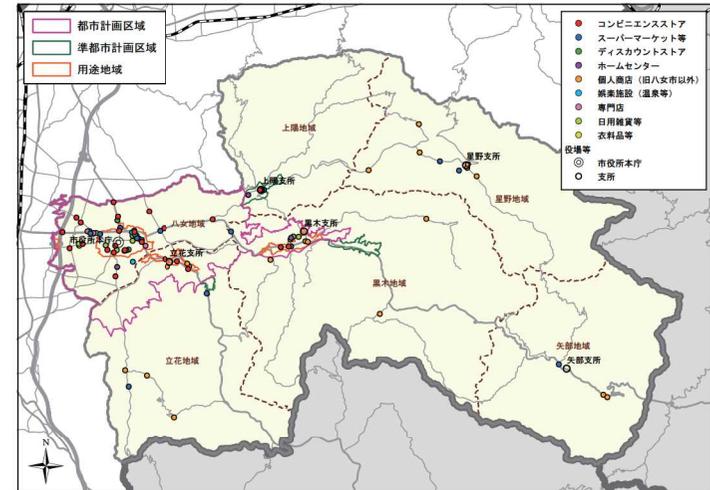
### <夜間人口と高齢者人口割合>



資料：都市構造可視化計画

## (3) 都市施設の現状（商業施設）

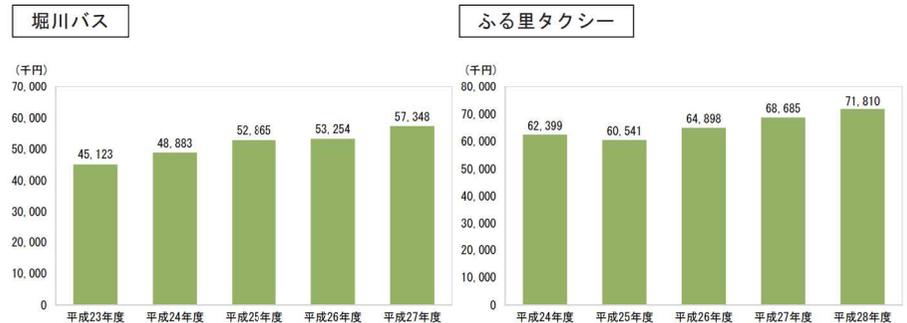
- 商業施設は、八女地域に集中しており、その他、黒木地域の市街地にも立地しています。
- 大型店舗の市内進出や国道 442 号（筑後八女バイパス）開通により市内の小売店等は厳しい経営状況下にあります。
- 中心市街地である福島地域をはじめ、暮らしを支える商業圏域をいかに維持し、活性化させるかが重要です。



## (4) 都市交通

- 八女市には鉄道がなく、市内の移動については、民間の路線バスの西鉄バス、堀川バス、また、八女市が運営する予約型乗合タクシー「ふる里タクシー」を運行しています。
- 堀川バスの運営状況は、全路線に対して市が赤字補填をしており、その金額は年々増加しています。また、「ふる里タクシー」への財政支出も増加傾向にあります。

### <市からの財政負担額の推移>



資料：八女市地域公共交通網形成計画

## 2. 市民意向

### (1) 意向調査の概要

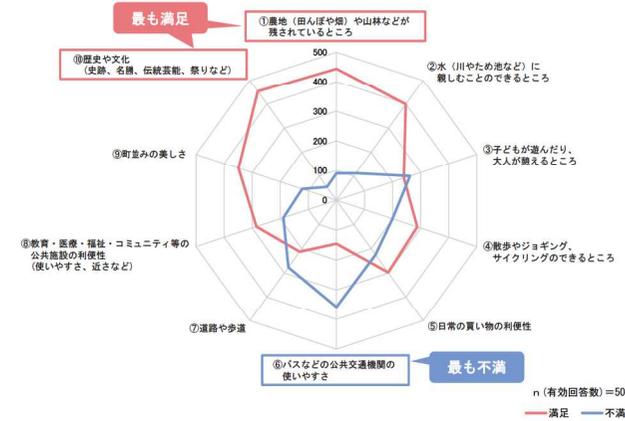
〇都市計画マスタープランを検討するための基礎資料として、「コンパクトなまちづくり」をテーマとした市民意識調査を実施しました。

調査期間	平成30年12月22日(土)～平成31年1月18日(金)
対象者	2,500人(市内居住者を標本抽出)
回収数	719票(有効回答数:695票)
回収率	28.8%(有効回答率:27.8%)
調査方法	郵送配布、郵送回収

### (2) まちづくりに対する市民意向

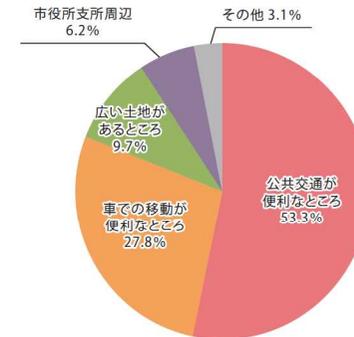
#### ① 八女市の好きなところ・改善してほしいところ

〇八女市の好きなところは、自然環境や歴史文化、町並みの美しさであり、改善してほしいところは、公共交通の使いやすさ、道路や歩道の整備状況、子どもの遊び場や憩いの場の不足等が指摘されています。



#### ② コンパクトなまちづくりを進めるのに望ましい場所

〇回答者のうち、5割以上が「公共交通が便利なところ」にまちづくりを進めるべきだと考えています。



N(回答者数)=695  
n(有効回答数)=454

### (5) 歴史・文化

- 〇八女市では、八女福島と黒木の2地域が重要伝統的建造物群保存地区に選定され、保護されています。
- 〇八女福島伝統的建造物群保存地区は、平成14年に選定され、江戸期以来の町並みの街路構成とともに多くの建築物が残されています。現在の八女福島は、江戸期以降の町並みの景観を色濃くとどめた地域です。
- 〇黒木伝統的建造物群保存地区は、平成21年に選定され、近世後期以降の居蔵造の重厚な町家が残りとともに、矢部川の堰や、町中を流れる水路、矢部川対岸の棚田など水利にまつわる歴史的风致を良く残し、我が国にとって価値が高い地域です。

**八女市八女福島(福岡県)**

(1) 保存地区の概要  
地区名 八女市八女福島  
種別 重要伝統的建造物群保存地区  
面積 約19.6ha  
選定年月日 平成14年6月23日

(2) 保存地区の歩み  
平成3年度 町並み保存地区指定  
平成7年度 八女福島町並み保存地区指定  
平成8年度 伝統的建造物群保存地区指定  
平成13年度 八女市文化振興事業(伝統的建造物群保存地区)実施  
平成14年度 重要伝統的建造物群保存地区指定  
平成19年度 伝統的建造物群保存地区指定  
平成20年度 重要伝統的建造物群保存地区指定  
平成24年度 重要伝統的建造物群保存地区指定

**八女市黒木(福岡県)**

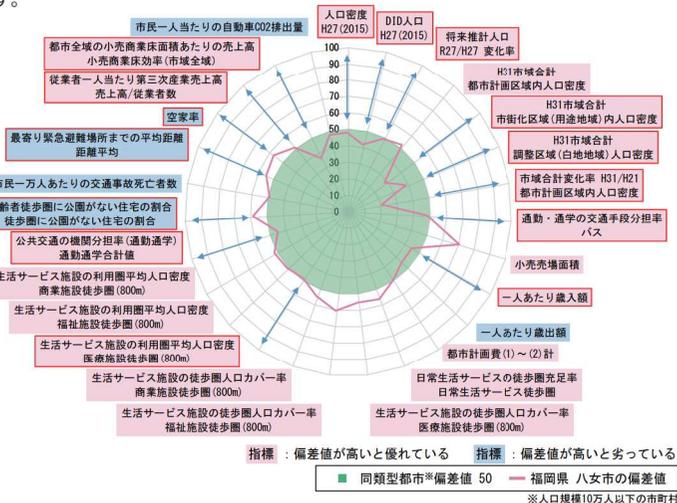
(1) 保存地区の概要  
地区名 八女市黒木  
種別 重要伝統的建造物群保存地区  
面積 約18.4ha  
選定年月日 平成21年6月30日

(2) 保存地区の歩み  
平成15年度 重要伝統的建造物群保存地区指定  
平成16年度 重要伝統的建造物群保存地区指定  
平成17年度 重要伝統的建造物群保存地区指定  
平成18年度 重要伝統的建造物群保存地区指定  
平成19年度 重要伝統的建造物群保存地区指定  
平成20年度 重要伝統的建造物群保存地区指定

資料：文化庁 重要伝統的建造物群保存地区一覧

### (6) 他の自治体との比較

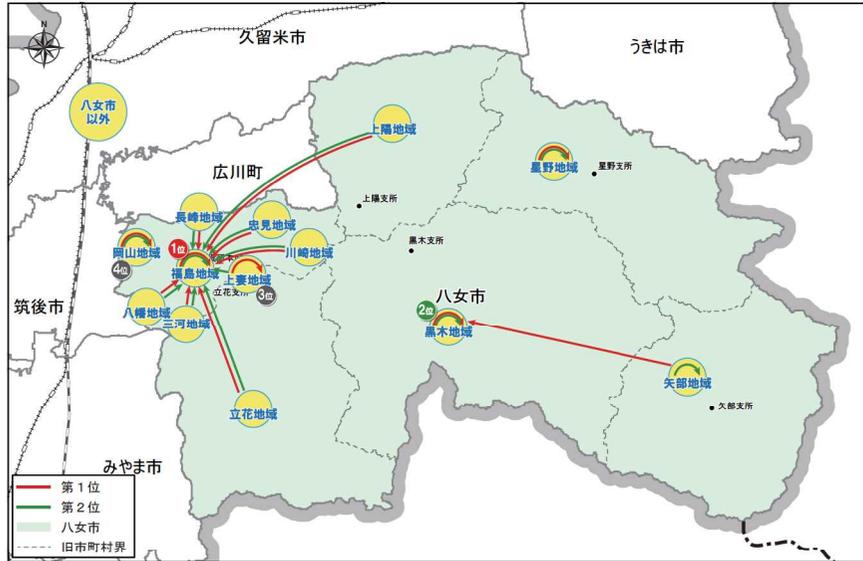
- 〇同類型(10万人以下)の都市と比較すると、人口密度が低く、特に八女市の中心部であるD1D地区や用途地域内で低い傾向にあります。
- 〇生活面では、商業施設や医療施設等の生活サービス施設の徒歩圏人口密度が高い傾向にあります。
- 〇交通面では、公共交通の機能分担率が低いことから、自家用車等の依存度が高いと考えられます。
- 〇防災面では、近年、自然災害が頻発する中、最寄りの緊急避難場所までの距離は他都市よりも劣っております。



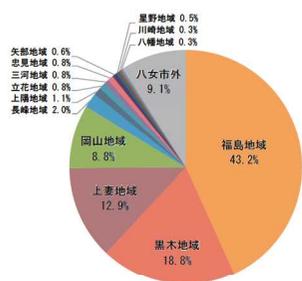
③日常的な買物について

- 八女市の日常的な買物拠点となっているのは、福島地域、黒木地域、上妻地域、岡山地域となっています。
- 利用頻度は週に数回となっており、移動手段は自家用車が9割近くを占めています。

<日常的な買物拠点間の流動>

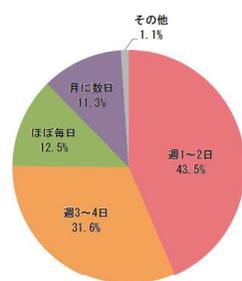


<買物する地域>



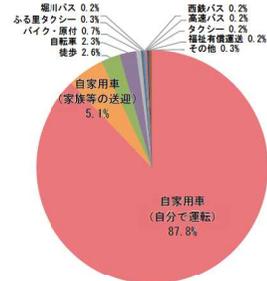
N (回答対象者数) = 695  
n (有効回答数) = 637

<利用頻度>



N (回答対象者数) = 695  
n (有効回答数) = 648

<交通手段>



N (回答対象者数) = 695  
n (有効回答数) = 648

1. 都市づくりの方向性

○本市が抱えている課題から都市づくりの方向性を次のように決めました。

都市づくりの方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広大な市域の中で一定の人口集積がある拠点が中心となって連携し、活力を維持します</li> <li>● 八女の伝統を継承しながら守り、地域特性に応じた役割が果たせる都市づくりを行います</li> <li>● 近隣の自治体と連携する上で求められる都市機能を検討します</li> <li>● 近年増加する大規模な自然災害に対応した安全な都市づくりを行います</li> <li>● 水や緑など豊かな自然を生かした都市づくりを行います</li> </ul>

2. 都市づくりの基本理念

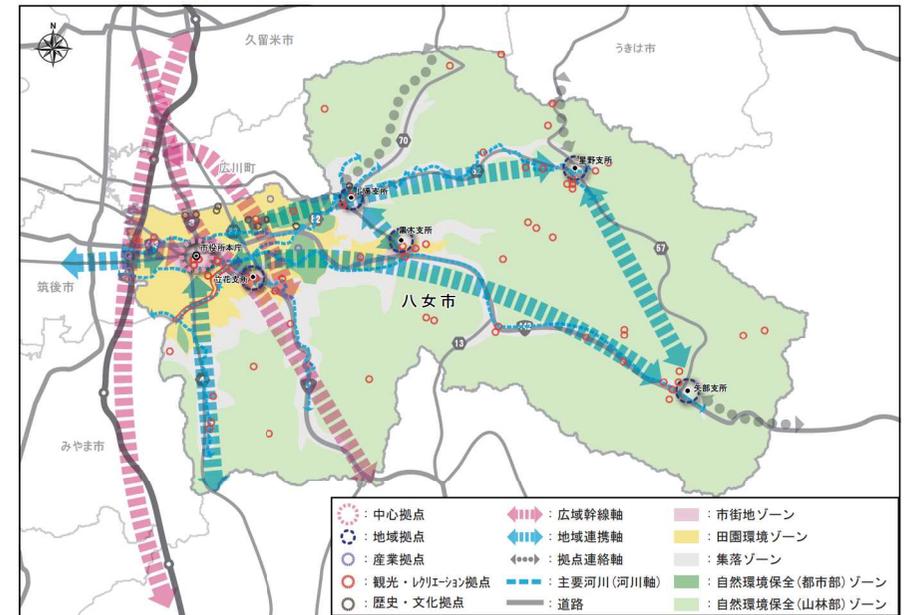
○アンケート調査結果や関連計画および都市づくりの方向性を踏まえ、本市の都市づくりの基本理念を次のように定めます。

都市づくりの基本理念
「歴史や自然の中で、夢や希望を持って共に支えあう、誰もが心豊かに持続的に暮らせるまごころ生活文化故郷(とし)」

○基本理念を踏まえ、都市の整備の進め方とその都市像を次のように決めました。

- ① 中心拠点における都市機能の維持・向上
- ② 地域拠点・生活拠点における都市機能の維持・向上
- ③ 市内拠点間および市外との交流にかかわる連携軸の形成
- ④ まちの魅力・活力を支える土地利用の形成

<将来都市構想図(全域)>



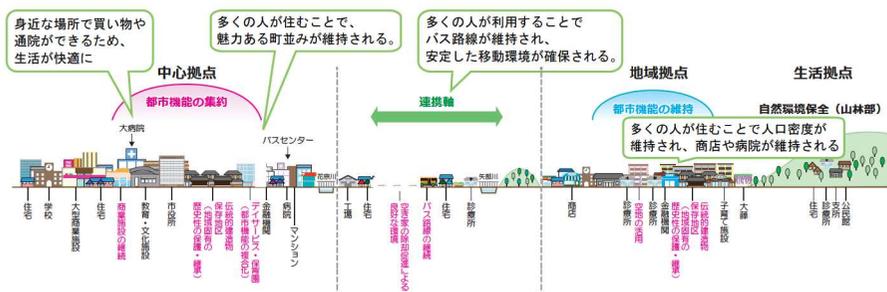
● (赤) : 中心拠点	◆ (紫) : 広域幹線軸	■ (黄) : 市街地ゾーン
● (青) : 地域拠点	◆ (青) : 地域連携軸	■ (黄) : 田園環境ゾーン
● (赤) : 産業拠点	◆ (青) : 拠点連絡軸	■ (黄) : 集落ゾーン
● (赤) : 観光・レクリエーション拠点	◆ (青) : 主要河川(河川軸)	■ (黄) : 自然環境保全(都市部)ゾーン
● (赤) : 歴史・文化拠点	◆ (青) : 道路	■ (黄) : 自然環境保全(山林部)ゾーン

〇本市の目指す都市づくりの方針を7つの分野に分けて説明します。

## 1. 適切な土地利用を図る

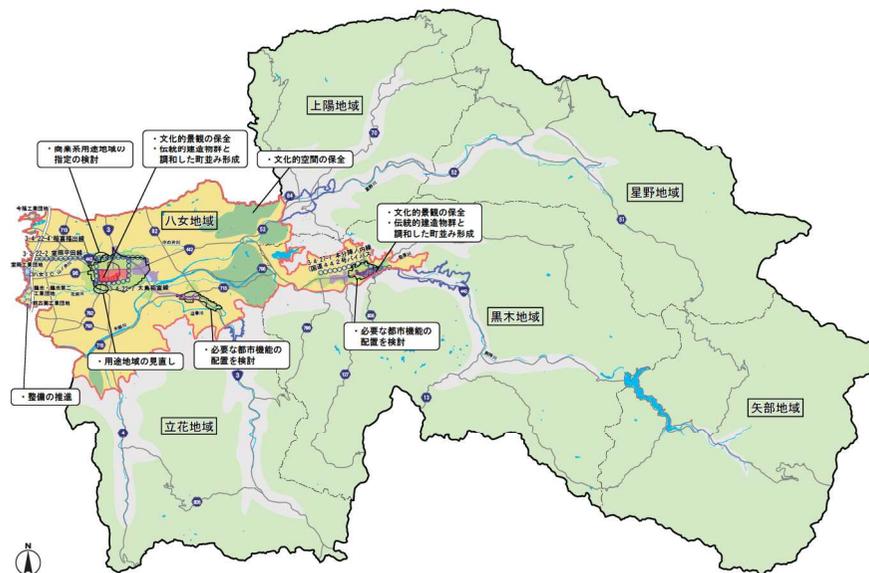
- 〇都市計画区域においては、市街地や田園、自然環境との調和を基本とします。
- 〇中心拠点や地域拠点・生活拠点においてはまとまりがあり暮らしやすい市街地形成を図ります。
- 〇美しい田園地や自然環境を積極的に保全・活用することにより、計画的な土地利用形成を進めていきます。
- 〇田園や自然地、市街地、集落地の調和した文化的景観の保全を図る為、低層系の建築物を主体とした都市空間形成を進めていきます。

### <都市空間構成のイメージ>



### <土地利用の整備方針図>

都市計画道路	工業地	都市計画区域
条側・協定	住宅地	都市機能誘導区域
八女福島伝統的建造物保存地区	住居混在地区	居住誘導区域
黒木伝統的建造物保存地区	商業地	市町村界
	住居混在地区	河川等
田園環境ゾーン	工業地	
集落地ゾーン	都市計画区域	
自然環境保全(都市部)ゾーン	準都市計画区域	
自然環境保全(山林部)ゾーン		



## 2. 快適で安全な都市基盤を作る

- 〇国道3号バイパスを新たな骨格軸として形成し、慢性的な交通渋滞を解消し、都市の安全、快適かつ円滑な道路空間形成を図る為、幹線道路などの整備により、体系的に調和のとれた道路網の整備を進めていきます。
- 〇都市計画道路の未整備の路線については、社会経済情勢などの変化を踏まえ、必要性の再検証を行います。
- 〇今後の高齢社会に対応した都市づくりを進める為、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した道路空間形成を進めていきます。
- 〇路線バスおよびデマンド交通をはじめとする既存公共交通の連携を行い、地域内の移動を円滑にしつつ、より使いやすい公共交通体系となるよう整備に努めます。

### (1) 道路整備の方針

#### ① 広域幹線軸（主要幹線道路）の整備方針

- 〇国道3号と国道3号バイパスおよび国道442号を主要幹線道路として位置づけ、車道や歩道の拡幅、バリアフリー化などの機能強化を計画的に促進します。

#### ② 地域連携軸（幹線道路）の整備方針

- 〇都市の主要な骨格をなす道路として、都市に流入する交通の処理や、住宅地、工業地、商業地等の拠点相互を連絡する幹線道路を適切に配置し、都市内幹線道路網を形成します。
- 〇地域生活に密着した補助幹線道路、生活道路については、生活利便性向上に向けた整備を推進します。

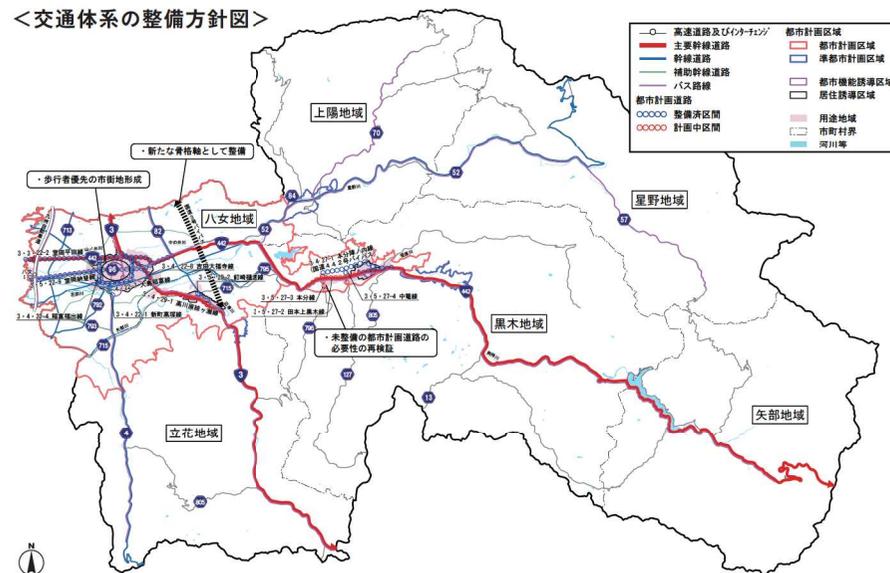
### (2) 公共交通（バス網）に関する方針

- 〇路線バスおよびデマンド交通をはじめとする既存公共交通の連携を行い、地域内の移動を円滑にしつつより使いやすい公共交通体系となるよう整備に努めます。

### (3) 安全・快適な道路空間形成に関する方針

- 〇環状道路内の歴史的市街地内においては、通過交通を極力排除する等、歩行者優先の市街地形成を進めます。

### <交通体系の整備方針図>



### 3. 自然と共生した環境を作る

○風光明媚な自然環境、地域資源を生かし、森林や矢部川水系を生かした水と緑のネットワークの形成を図ることにより、憩いの場、自然とのふれあい空間、観光資源としての活用を進めていきます。

#### (1) 環境保全システムの緑地整備方針

##### ① 良好な自然環境の保全と整備

○北東部の丘陵地に位置する緑地については、今後も農業振興地域として、林地や茶畑などの農地といった土地利用形態の整備・保全を進めていきます。

##### ② 都市の骨格を形成する自然軸の整備・保全

○広域的な自然軸である矢部川、星野川などの主要河川については、一体となった周辺緑地の整備・保全や、積極的な親水化、周辺公園との連携、遊歩道の整備を促進します。

##### ③ 市街地内の緑地空間の保全・創出

○中心拠点の市街地、地域拠点や生活拠点の集落内の良好な既存緑地を保全するとともに、身近な緑の創出も行っていきます。

#### (2) 観光・レクリエーションシステムの緑地整備方針

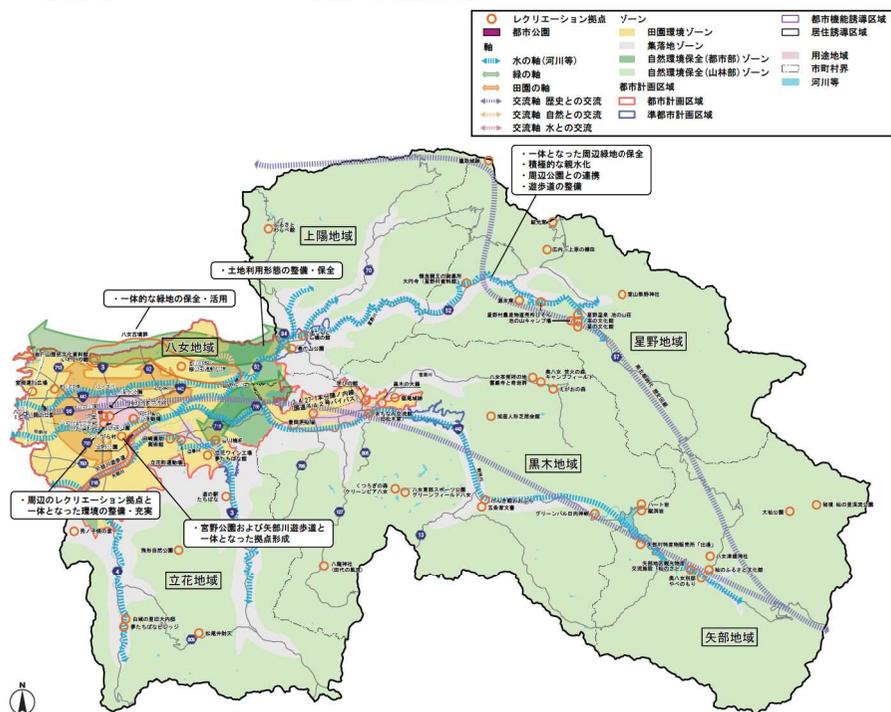
##### ① 観光・レクリエーションの場の整備

○広域的な観光拠点都市としての魅力を形成することを視野に入れた計画・整備を進めます。

##### ② 身近な公園の維持管理

○地域のコミュニケーションの場として以外にも防災にも必要な施設として、住民が継続して利用できるような適切な維持管理に努めます。

<公園緑地・レクリエーション拠点の整備方針図>



### 4. 安心して暮らせる生活環境を整える

○上水道、下水道の整備は、住民が快適にしかも健康で文化的な生活を営む為の基盤であり、特に下水道の整備は、河川などへの汚水の流入による公共用水域の汚濁防止という大きな役割を担っていることから、今後も計画的な整備を推進します。

○河川については、八女の重要な地域資源であるとともに、快適で潤いのある生活環境上の重要資源として、河川区域全域での環境改善に努めます。

#### (1) 上水道の整備方針

○安全な水を安定供給するため、水道施設の維持管理および整備に努めます。

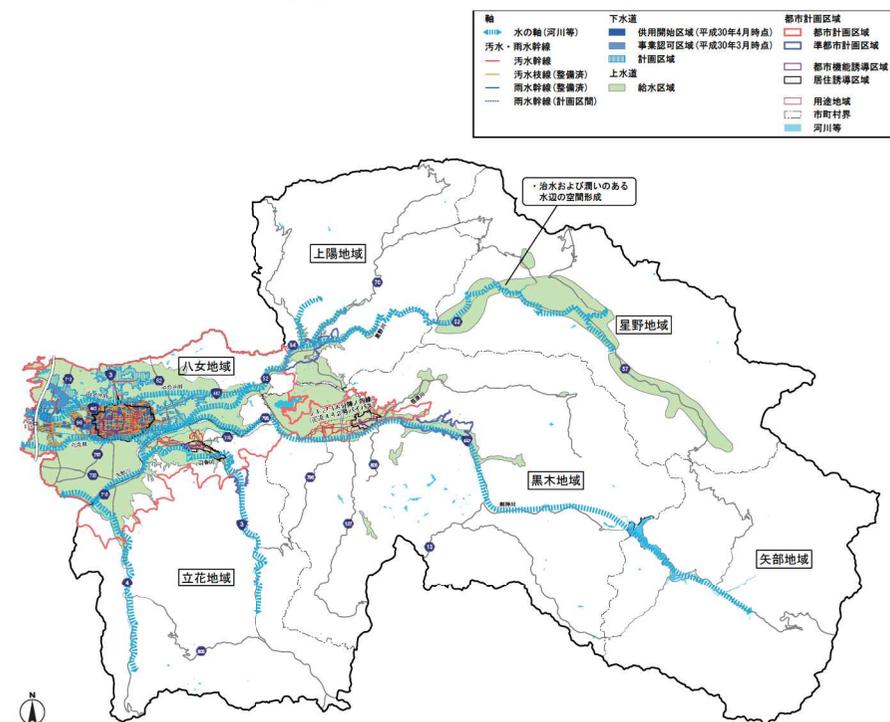
#### (2) 下水道の整備方針

○「八女市汚水処理構想」に基づき、下水道の整備を推進します。また、雨水の流出抑制を考慮した貯留浸透施設の設置など、総合的な市街地の雨水対策を検討します。

#### (3) 河川の整備方針

○市民の水環境に対する愛護意識の啓発を行うことにより、各家庭での生活雑排水の浄化を実施するなど、個人レベルでの水質浄化運動へつなげていきます。

<上水道・下水道・河川の整備方針図>



## 5. 持続可能な市街地を作る

○文化的景観の保全や拠点整備、防災上の安全性、生活環境の向上、観光振興などの観点から計画的な市街地整備が必要とされる地区について、都市活動を支える基盤整備を図ります。

### (1) 市街地整備の方針

#### ① 伝統的町並みを保全・活用する地区

○伝統的建造物群保存地区およびその周辺の地区においては、通過交通の排除や歩道・水路などの整備により、安全・快適でのんびりとまち歩きが可能な歩行空間の形成を図ります。

#### ② 中心拠点の旧国道442号（県道八女瀬高線）沿道地区

○東西方向に走る広域的な幹線道路の沿道であることから、賑わい空間としての新しい魅力再生を図ります。

#### ③ 用途地域内の低未利用地

○用途地域内の低未利用地については、地権者の営農意向などを確認しながら用途地域の見直しを検討します。それ以外の低未利用地については、PFI等の整備手法を用いた民間開発の導入による有効利用を促進します。

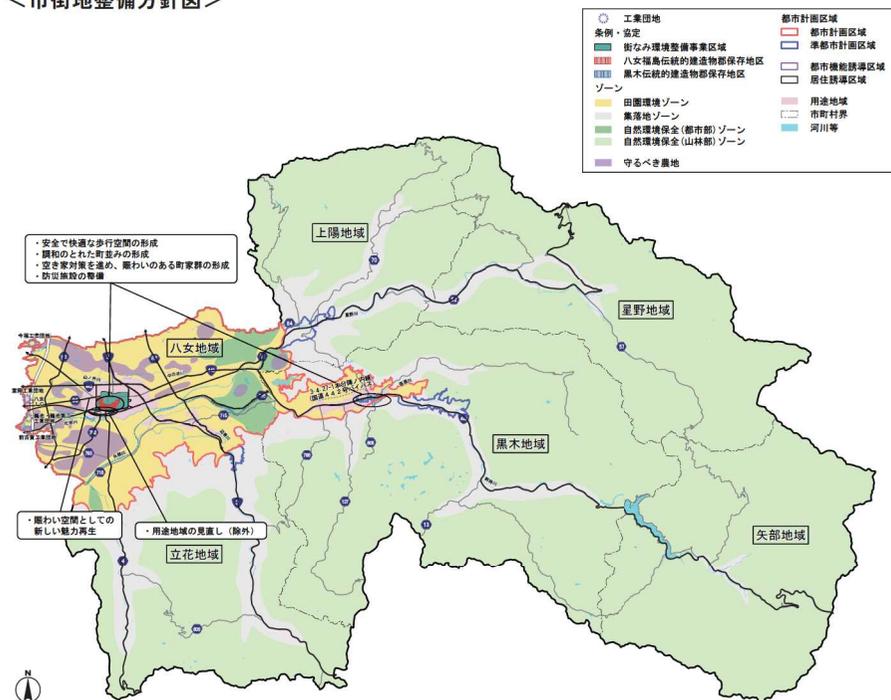
#### ④ 地域拠点・生活拠点地区

○各拠点の集落内において、生活道路や污水处理施設などの整備による生活環境の改善に努めます。

#### ⑤ 工業団地地区

○周辺環境に配慮した計画的な企業誘致を進めるとともに、周辺への環境影響を軽減させる為、緑地帯などの整備を促進します。

<市街地整備方針図>



## 6. 美しいふるさとの景観を守る

○本市の景観構成の基本的な枠組みである田園、丘陵部の自然、河川、市街地・集落地の文化的景観構成を今後とも維持していきます。

○特に文化遺産である伝統的建造物保存地域については、その景観保全のみならず、地域住民の生活環境や観光資源としての活用方を検討していきます。

### (1) 都市景観の形成方針

#### ① 本市全体の文化的景観形成方針

○「八女市文化的景観計画」に基づき、景観を支える環境保全や地域文化の継承に取り組み、景観を守り育む人々が定住する伝統と躍動の文化都市の実現を図ります。

#### ② 地区特性毎の景観形成方針

○伝統的建造物群保存地域およびその周辺においては、更なる文化的景観の保全促進を行うとともに、建築基準法の緩和規定適用などによる本来の建築意匠に即した保存整備を進めていきます。

### (2) 都市環境の整備方針

#### ① 環境全般に関する方針

○「八女市環境基本計画」との整合性を図りながら、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の構築を目指した都市づくりを進めていきます。

#### ② 水辺環境の方針

○家庭や事業所からの排水による水質汚濁対策として、公共下水道の整備推進、合併処理浄化槽の普及促進、水質の調査・監視や石鹸利用の促進などを行います。

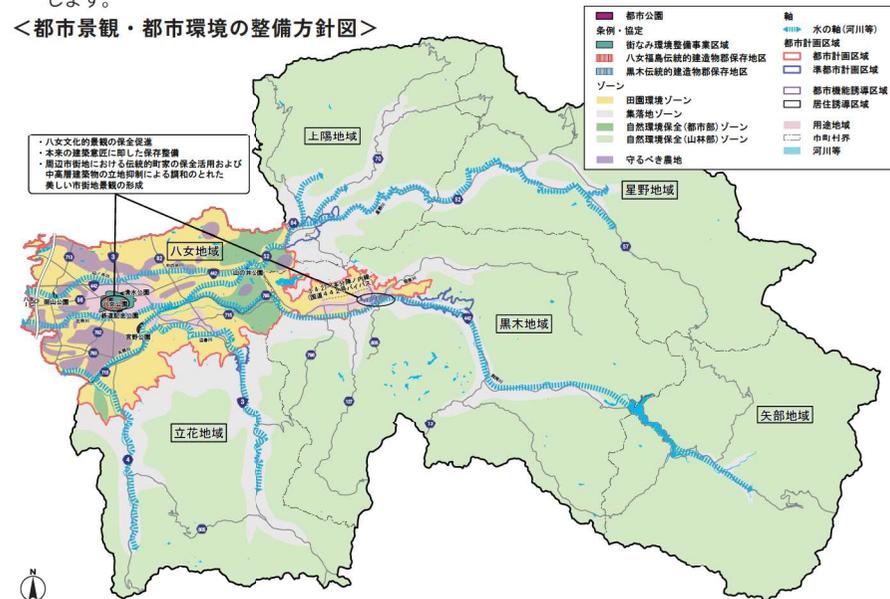
#### ③ 全ての人にやさしい都市づくりの方針

○すべての人が日常生活、社会活動をしていくうえでバリアとなるものを取り除き、社会、文化、経済などあらゆる分野の活動に自らの意思で参加でき、生き生きとした地域社会を形成する為の支援整備を進めていきます。

#### ④ 情報環境の整備方針

○光ケーブル網やCATVなどの高速インターネット接続などに寄与する情報通信基盤の整備を促進します。

<都市景観・都市環境の整備方針図>



## 7. 強靱で安全な都市を作る

○安全で快適な生活環境の形成に向け、防災・減災対策を行い、全ての人にやさしい都市づくりを進めていきます。

### (1) 都市防災の方針

- 市街地内の伝統的建造物群保存地区内およびその周辺においては、木造家屋が密集していることから、防災計画の策定ならびに住民の自主防災組織づくりや、住民による初期消火用屋外消火栓などの防災施設の整備を推進します。
- 伝統的建造物群保存地区外で、火災などの災害発生時に緊急車両の通行が困難な狭隘道路区間については、その拡幅整備を進めます。
- 降雨時の増水による道路冠水が顕在化している箇所については、河川の改修や水門の開閉に関する管理体制の構築などにより、冠水解消に努めます。
- 火災・地震・水害などの災害時の避難場所や経路などの情報については、「八女市地域防災計画」などに基づき、市民に周知徹底を図り、安全確保に努めます。

- 本市の目指す都市づくりの方針を地域別に分けて説明します。
- なお、内容については抜粋となります。

## 1. 地域区分の設定

- 現在の八女市は、八女地域、上陽地域、黒木地域、立花地域、星野地域、矢部地域の合併により誕生した面積の広大な行政区となっており、まちづくりの基礎となる都市計画の考え方、道路網等の骨格や有する地形等について大きな違いがあります。
- 地域区分としては、八女市の地域特性および将来都市構造や市民の皆様の分かりやすさ等を踏まえて、中学校区単位にてとりまとめを行いました。
- とりまとめの際には、各地域で作成されている地域振興計画を参考としています。



<地域区分と地域振興計画との対応>

地域区分	都市計画の範囲			地域振興計画	備考
	都市計画区域	準都市計画区域	都市計画区域外		
福島・長峰地域	○	-	-	福島校区地域振興計画 長峰校区地域振興計画	福島中学校区
八幡・岡山地域	○	-	-	八幡校区振興計画 岡山校区地域振興計画	西中学校区
忠見・川崎地域	○	-	-	忠見校区地域振興計画 川崎校区地域振興計画	見崎中学校区
上妻・三河地域	○	-	-	上妻校区地域振興計画 三河校区地域振興計画	南中学校区
立花地域	○ (一部)	○ (一部)	○ (一部)	光友地区地域振興計画 迎春地域振興計画 北山地区地域振興計画 白木地区地域振興計画	立花中学校区 筑南中学校区
黒木地域	○ (一部)	○ (一部)	○ (一部)	黒木地区振興計画 豊岡地区地域振興計画 串毛地区地域振興計画 木屋地区地域振興計画 笠原地区振興計画 大淵地区振興計画	黒木中学校区
上陽地域	-	○ (一部)	○ (一部)	上陽地区地域振興計画	上陽北学園校区
矢部地域	-	-	○	矢部地域づくり計画	矢部清流学園校区
星野地域	-	-	○	星野地域振興計画	星野中学校区

## 2. 地域別のまちづくり方針

### (1) 福島・長峰地域

#### 目標

伝統文化と町並み風情を生かし、自然と歴史と人々が共生し、誰もが暮らしやすい魅力ある都市づくり

#### ①適切な土地利用を図る

○商業地については、地域の中央部を対象として、商業・業務施設を主体としつつも、住宅、伝統的町並みなどの文化・観光施設、行政・文化施設などの複合的な土地利用構成による商業地の形成を図ります。

#### ②快適で安全な都市基盤を作る

○地域を南北方向に抜ける国道3号、東西方向に走る室岡平田線（国道442号）、室岡納楚線、市道矢部線（バルビソンの道）、さらに中央部の商業地域を周回する大島稲富線、稲富福出線などを、地域の骨格的な幹線道路として位置づけます。

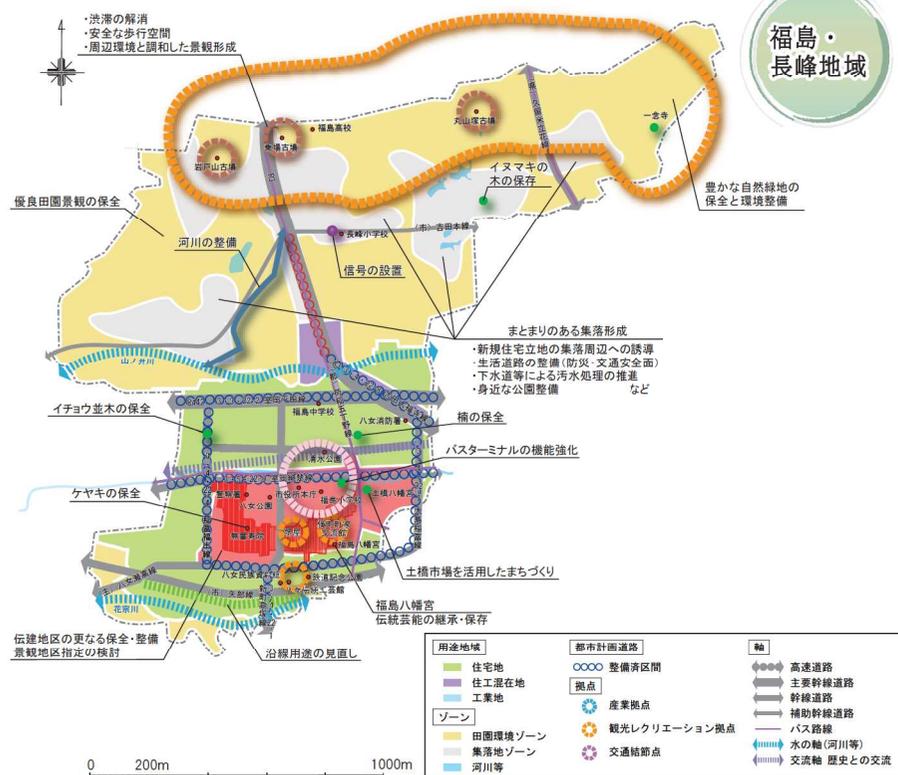
#### ③持続可能な市街地を作る

○伝統的建造物群保存地区などにおける歴史的な低層市街地との都市景観的な調和を図る為、地域の実情を反映しながら市街地形成を進めます。

#### ④強靱で安全な都市を作る

○災害時に緊急車両の通行が困難な狭隘道路区間については、道路改良や拡幅が困難な区間における、側溝蓋敷設などにより通行空間を広げ、危険解消に努めます。

#### <地域のまちづくり方針図>



### (2) 八幡・岡山地域

#### 目標

緑と人が共存し、ともに支え合う親子3世代で住み続けたいまちづくり

#### ①適切な土地利用を図る

○地域の土地利用は、概ね全域が田畑、施設園芸などの農地となっており、整備された優良農地が広がっています。今後も無秩序な農地転用による宅地化を抑制し、農地の保全を図っていきます。

#### ②快適で安全な都市基盤を作る

○幹線道路の県道唐尾広川線、県道船小屋八女線および補助幹線道路である県道柳瀬筑後線については、市外や市内地域間との交流軸として整備を推進します。特に、通学路としての安全性向上の為、歩道の拡幅や新庄交差点部の早期改良を行います。

#### ③持続可能な市街地を作る

○前古賀地区工業団地の整備を促進するとともに、今後も農業振興地域整備計画と調整を図りながら、次なる工業団地計画を推進します。

#### <地域のまちづくり方針図>



(3) 忠見・川崎地域

目標

水と杜（森）と伝統を継承し、自然と人情味を活かして、ふるさとを守り受け継ぐまちづくり

①適切な土地利用を図る

○地域の土地利用は、東部の上陽地域、黒木地域から続く林地と、星野川および矢部川沿いの平坦地に形成された農地、集落で構成されています。豊かな自然が地域の資源となっていることから、今後も田畑、山林を主体とした自然的土地利用の保全を図ります。

②自然と共生した環境を作る

○地域には、広域的に利用されているスポーツ施設（野球場、運動広場）があることから、今後も八女市のレクリエーションおよびスポーツ文化の拠点として、機能を強化していきます。

③美しいふるさとの景観を守る

○茶園や電照菊の栽培風景そのものが、八女の「ふるさと」を感じさせる風景となっていることから、農業環境を維持・増進していきます。  
○星野川や矢部川が山地部から平坦部に流れ込む位置にあることから、山間部の山林や谷筋の景観、さらに河川や水路の水辺景観、川沿いの集落景観、田畑の広がる田園景観など、自然景観を主体とする様々な景観を有しています。これらの文化的景観を、地域の特徴的な景観として保全していきます。

<地域のまちづくり方針図>



(4) 上妻・三河地域

目標

人と伝統と豊かな清流が共生しとけあう、安心で安全なまちづくり

①適切な土地利用を図る

○地域の土地利用は、大きく西部の用途地域、南部の集落地、北東部の田園地に分かれています。今後も用途地域では現行の法指定の維持による計画的な土地利用形成を進め、用途地域外では集落環境および田園環境の保全を図ります。

②快適で安全な都市基盤を作る

○市総合体育館などの公共施設が集まっている、市道荷福川原線沿いについては、交通量も多く危険性が高いことから、歩道の設置やバリアフリー化を促進していきます。

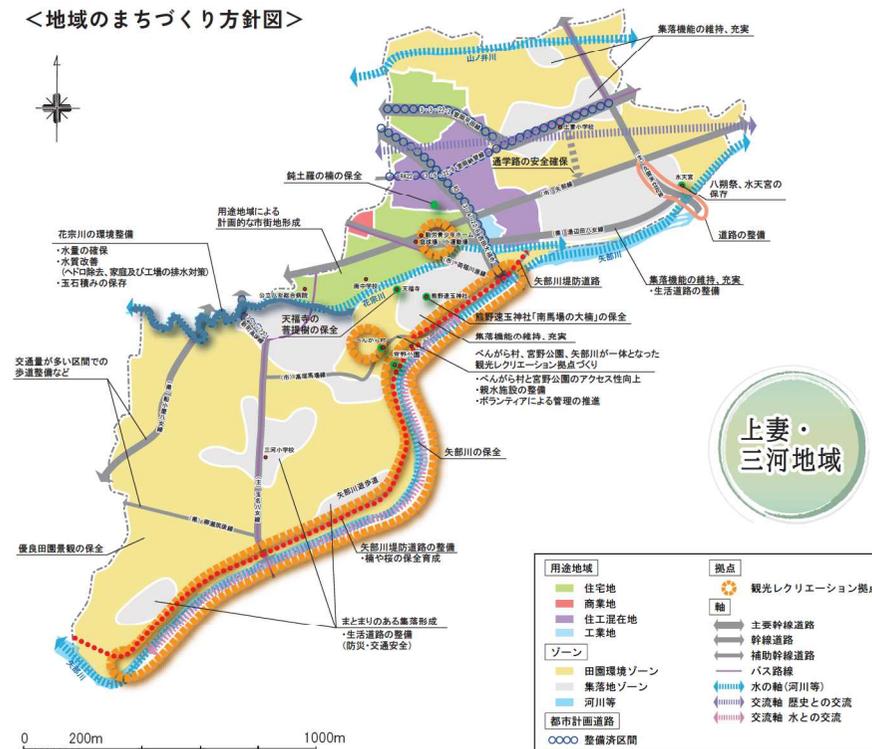
③自然と共生した環境を作る

○都市公園である宮野公園と河川堤防や周辺緑地を一体的に整備し、広域的なレクリエーション拠点とします。  
○矢部川の河川敷や河川沿いの緑地帯については、自然地として、一体的な保全を図っていきます。

④美しいふるさとの景観を守る

○矢部川については、矢部川自体の水流の保全を図るとともに、河川敷における楠、桜の保全・育成、べんがら村や宮野公園と調和した空間形成を図ることにより文化的景観の形成を進めていきます。

<地域のまちづくり方針図>



(5) 立花地域

目標

自然と共生し周辺地域の持続的に都市機能を供給する拠点として安全で安心な都市づくり

①適切な土地利用を図る

○地域の大半を占める田畑については、地域の重要な資源となっていることから、農業振興地域整備計画と整合を図りながら、今後も優良農地として積極的に保全していきます。

②快適で安全な都市基盤を作る

○幹線道路や地域生活に密着した補助幹線道路、生活道路については、生活利便性や緊急時のアクセス向上に向けた整備（道路拡幅等（湯辺田瀬高線、山下・鞍懸間の市道、谷中隣組内道路、蛇田・茶臼塚線等））を推進します。

③美しいふるさとの景観を守る

○美しい河川景観を守るため、刃春川や河川敷の葦の除去と堤防の竹切りを推進します。

<地域のまちづくり方針図>



(6) 黒木地域

目標

伝統文化と調和し、周辺地域の中心となる誰もが暮らしやすく持続的にぎわいのある都市づくり

①適切な土地利用を図る

○地区内に点在する耕作放棄地については、農地の集約、耕作希望者への斡旋や共同管理を行う等、農地の利活用方法を検討します。

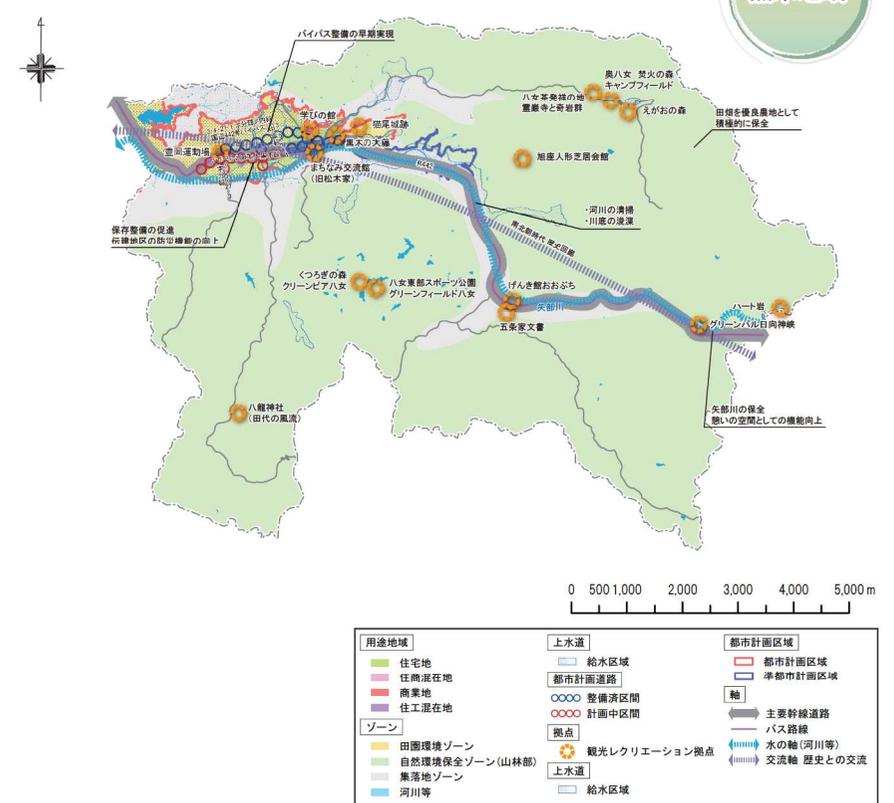
○伝統的建造物群保存地区およびその周辺においては、特に火災面での防災機能の向上を図るとともに、景観法に基づく景観地区などの指定による更なる文化的景観の保全促進や建築基準法制限規定適用、および都市計画法に基づく準防火地域の規制見直しなどにより、本来の建築意匠に即した保存整備を進めていきます。また、空き町家への店舗誘致や移住促進などによる活用を促進します。

②快適で安全な都市基盤を作る

○幹線道路や地域生活に密着した補助幹線道路、生活道路については、生活利便性や緊急時のアクセス向上に向けた整備を推進します。

○国道442号については、バイパス整備の早期完成に努めます。

<地域のまちづくり方針図>



(7) 上陽地域

**目標** 自然環境との調和を図り、活気や安らぎを維持できるような秩序ある都市づくり

①適切な土地利用を図る

○地域の大半を占める田畑については、地域の重要な資源となっていることから、農業振興地域整備計画と整合を図りながら、今後も優良農地として積極的に保全していきます。

②快適で安全な都市基盤を作る

○地域生活に密着した補助幹線道路、生活道路については、生活利便性向上に向けた整備を推進します。

③自然と共生した環境を作る

○既存の施設（ほたると石橋の館、ふるさとわらべ館）および小学校跡地（元横山小学校）を有効活用します。

④美しいふるさとの景観を守る

○ひふみよ橋など石橋群の河川景観の保全に加えて、協働による河川浄化として、道路・河川維持活動（道路愛護など）や環境保全活動（不法投棄監視など）等、市民ボランティアとの連携を進めていきます。

<地域のまちづくり方針図>



(8) 矢部地域

**目標** ともに生き、支え合い、安心して暮らせる矢部

①適切な土地利用を図る

○地域の自然軸である矢部川については、地域ならびに八女市の重要な自然軸として保全するとともに、周辺施設と連携した憩いの空間としての機能向上を図ります。

②安心して暮らせる生活環境を整える

○当地域は全域が上水道の給水区域外であるため、飲料水改善事業補助金の周知および活用を進めていきます。

③強靱で安全な都市を作る

○災害に強く安全性の高い幹線道路の整備および星野地域と繋がる県道浮羽石川内線の早急な整備を推進します。

<地域のまちづくり方針図>



(9) 星野地域

**目標** 自然と文化を育みながら、共に支え合い安心してすこやかに暮らせるまちづくり

①適切な土地利用を図る

○田畑については、地域の重要な資源となっていることから、農業振興地域整備計画と整合を図りながら、今後も優良農地として積極的に保全していきます。

②快適で安全な都市基盤を作る

○生活道路については、狭隘な道路が多いことから、道路改良や側溝蓋の敷設などを進めるとともに、街灯・防犯灯の増設やガードレール・カーブミラーの設置などを行い、歩行者の防犯・安全面の確保に努めます。

○高齢者等の交通手段として、地域内においてデマンド交通等を活用することにより、交通利便性の向上を図ります。

③自然と共生した環境を作る

○地区内に点在する観光資源（文化財・史跡）の一体的な整備と維持管理、案内サインの整備を行い、地区における観光拠点エリアの形成を図ります。

<地域のまちづくり方針図>



○7つの分野別方針に対して、本市で実施する具体的な施策は次の通りです。

分野	事業の名称
土地利用関連	1 都市部におけるコンパクトな市街地形成
	2 適切な規制・誘導の実施
	3 中心的な市街地の整備促進
交通体系関連	1 幹線道路や都市計画道路の整備
	2 ふる里タクシーと路線バスの乗り継ぎ利便性の向上
	3 バスの待合環境の改善
公園・緑地関連	1 緑地の保全と公園等の維持管理
	2 市民と協働の緑化活動の推進
	3 十三歩川周辺における散策コースの整備
その他の都市施設関連	1 上水道への加入促進
	2 合併処理浄化槽の普及促進
	3 浸水対策事業の推進
市街地関連	1 空き家バンク制度の推進
	2 前古賀工業団地の整備
都市景観・都市環境関連	1 伝統的な建造物の保存・活用
	2 地球温暖化防止活動の推進
都市防災関連	1 防災拠点の整備・強化
	2 避難所運営の整備

1. 都市づくりの体制

(1) 取組み体制

○市民・事業者・行政が、お互いの役割分担をそれぞれ認識し、協働しながら進めていくことが重要となります。

(2) 市民の役割

○市民は、実際に都市の中の生活者として日常生活を営んでおり、都市づくりの主役という立場にあります。よって、都市づくりの主役としての認識に立ち、都市づくりに関わる権利を有するとともに、自ら、住みよい都市づくりに積極的に関わりを持つように努めます。そのために、積極的な住民参加による合意形成や、都市づくりボランティアへの参加を行います。

(3) 事業者の役割

○都市づくりの意義を十分に理解し、住民や行政が進める都市づくりに積極的に協力するとともに、自らも、地域にふさわしい都市づくりの実現に努めます。

(4) 行政の役割

○道路・公園や生活関連施設など公共施設の整備やあり方について、常に都市づくりの立場から検討を行い、実施していくとともに、関連する国や県、その他の公的機関との調整、協力を進めていきます。

○市民や事業者などに対しては、都市づくりの目標を実現するために必要な、多様な情報を提供していくとともに、市民、事業者などの意見を反映するための適切な規制・誘導に努めます。

2. 都市計画マスタープランの見直し

○今後、上位計画等を見直し、地域情勢・社会情勢の変化および施策の進捗状況等を踏まえて、見直しを検討します。



## 八女市都市計画マスタープラン

発行：令和4年3月

編集：八女市

〒834-8585 福岡県八女市本町 647 番地

Tel. 0943-23-1111 (代) Fax. 0943-22-2186

<https://www.city.yame.fukuoka.jp>